

法律科目試験問題（行政法） 配点 50 点

A市内に居住するXは、通勤のため、2005年4月頃から、B鉄道株式会社（以下「B社」という。）の鉄道路線を、6か月通勤定期券を購入して利用している。

2011年7月1日、B社は、B社が運営する鉄道の旅客運賃（以下「運賃」という。）を20パーセント値上げするため、鉄道事業法（以下「法」という。）16条1項の認可を、法64条により国土交通大臣から権限の委任を受けたC地方運輸局長に申請した。同地方運輸局長は、法65条所定の手続を経て、同年9月16日、B社の申請を認める認可処分（以下「本件処分」という。）をした。B社は、本件処分がなされたことを報道機関や利用者に向けて公表するとともに、法16条3項所定の届出をして、同年10月から運賃の20パーセントの値上げを実施した。このため、Xは、同月から、値上げ後の運賃を基礎にして算定された額の通勤定期券を購入して、B社の鉄道路線を利用している。

Xは、B社の経営状態は本件処分以前からずっと良好であって運賃の値上げの必要はないと考えており、値上げ後の運賃に強い不満を有している。Xは、同様の不満を有する利用者が多いことを知り、他の利用者と共同で、運賃を値上げ前の水準に戻すことを求める要望書をB社に提出するなどしたが、B社は値下げの要望に応じようとしなかった。そこで、Xは、2013年9月頃、値上げ前の水準の運賃でB社の鉄道路線を利用するという目的を達成するために法的手段を用いることを決意した。Xが用いるべき法的手段について、以下の設問に解答しなさい。

なお、法および法施行規則の抜粋を資料として掲げるので、適宜参考しなさい。

〔設問1〕

Xは、どのような訴訟を提起すべきか。行政事件訴訟法が定める訴訟のうち最も適切と考えられるものを、当該訴訟を選択すべき理由とともに述べなさい。なお、仮の救済の手段については検討しなくてよい。（20点）

〔設問2〕

〔設問1〕で述べた訴訟の訴訟要件について、本件の事実関係と資料として掲げた法令を踏まえて検討しなさい。（30点）

【資料1】鉄道事業法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、鉄道事業等の運営を適正かつ合理的なものとすることにより、輸送の安全を確保し、鉄道等の利用者の利益を保護するとともに、鉄道事業等の健全な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

（旅客の運賃及び料金）

第16条 鉄道運送事業者は、旅客の運賃及び国土交通省令で定める旅客の料金（以下「旅客運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 國土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。

3 鉄道運送事業者は、第1項の認可を受けた旅客運賃等の上限の範囲内で旅客運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4, 5 (略)

（権限の委任）

第64条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、地方運輸局長に委任することができる。

（意見の聴取）

第65条 地方運輸局長は、第64条の規定により、旅客運賃等の上限に関する認可に係る事項がその権限に属することとなつた場合において、当該事項について必要があると認めるとときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて意見を聴取することができる。

2 地方運輸局長は、その権限に属する前項に規定する事項について利害関係人の申請があつたときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて意見を聴取しなければならない。

3 前2項の意見の聴取に際しては、利害関係人に対し、証拠を提出する機会が与えられなければならない。

【資料2】鉄道事業法施行規則（抜粋）

第73条 法〔注：鉄道事業法〕第65条第1項及び第2項の利害関係人（…略…）とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- 一 鉄道事業における基本的な旅客運賃等の上限に関する認可の申請者
- 二 第1号の申請者と競争の関係にある者
- 三 利用者その他の者のうち地方運輸局長が当該事案に関し特に重大な利害関係を有すると認める者